

令和8年度 ミューラルアート制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月
加須市総合政策部シティプロモーション課

1 目的

本要領は、「令和8年度 ミュールアート制作業務委託」に係る契約候補者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 ミュールアート制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 ミュールアート制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月15日まで

(4) 担当窓口

加須市役所総合政策部シティプロモーション課（加須市役所本庁舎3階②番）

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話番号：0480-62-1111（内線313）

メール：promotion@city.kazo.lg.jp

3 想定事業費

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

※書類提出の際は、「10-(2)①」で示す見積書の記載金額が想定事業費を超えない額にて提出すること。

4 参加資格

本業務のプロポーザルに応募する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者とみ

なす。

- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けていないこと。
- (4) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 本市の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本業務と同種・類似の業務に関する十分な実績と能力を有していること。

5 実施スケジュール

日程	内容
令和8年6月30日（火）	実施要領等の配布開始
令和8年7月7日（火）午後5時まで	質問書の受付期限
令和8年7月10日（金）	質問に対する回答期限
令和8年7月15日（水）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
令和8年7月27日（月）午後5時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年7月31日（金）まで	事前審査（参加希望者4者以上の場合）
令和8年8月3日（月）	事前審査結果通知（事前審査実施時のみ）
令和8年8月3日（月）まで	プレゼンテーション審査の案内通知
令和8年8月7日（金） ※予定	プレゼンテーション審査
令和8年8月下旬 ※予定	審査結果の通知

※各実施日について、事務の都合により変更の場合あり。

※現地確認は利用者に配慮した上で、利用時間（午前9時～午後5時）の範囲内で適宜行うことができる。確認するときは、事前に市に連絡すること。

6 実施要領及び仕様書等の配布

印刷物の配布は行わないので、必要に応じて加須市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）からダウンロードすること。

(URL:https://www.city.kazo.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/proposal/44783.html)

7 質問・回答方法

(1) 質問

ア 受付期限：令和8年7月7日（火）午後5時まで

イ 提出方法：質問書（様式第1号）に質問事項等を記入し次の留意事項を確認

の上、電子メールで提出すること。

ウ 提出先：「2-(4)」担当窓口宛て

エ 留意事項

- ・電子メールの件名は「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とする。
- ・作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに添付して送信すること。
- ・電子メール送信後は、電話により到達確認を行うこと。

(2) 回答

ア 回答日：令和8年7月10日（金）

イ 回答方法：市ホームページに回答を掲載する。

ウ 留意事項

- ・同様の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。
- ・本業務に直接関係のある質問にのみ回答を行うことから、全ての質問に回答するとは限らない。

8 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出し、その提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時まで（必着）

※書類の不備による再提出及び修正含む。

(2) 提出場所

加須市役所本庁舎3階②番 総合政策部シティプロモーション課

午前9時から午後5時まで（土、日曜日を除く）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便など送付記録が残る手段に限る）による。

電子データについては、電子メールにて提出すること。電子メール送信後は、電話により到達確認を行うこと。

(4) 提出書類及び部数

書類名		部 数	
		紙媒体	電子媒体
①	参加表明書（様式第2号）	1部	1部
②	参加資格確認書（様式第3号）		
③	会社概要書（様式第4号）	正本1部 副本5部	
④	事業実績調書（様式第5号）		
⑤	会社案内（パンフレット等）		

(5) その他

- ア 提出時は書類を受領するのみとし、説明及び質問等は受け付けない。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 参加表明後、辞退を希望する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第6号）」を提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

参加希望者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

「8-(2)」と同様

(3) 提出方法

「8-(3)」と同様

(4) 提出書類及び部数

書類名		部 数	
		紙媒体	電子媒体
①	企画提案書（任意様式）	正本1部 副本5部	1部
②	見積書（任意様式）	1部	

(5) その他

- ア 提出時は書類を受領するのみとし、説明及び質問等は受け付けない。
- イ 提案は1参加者につき1案のみとする。
- ウ 提出後の訂正、追加、差し替え等の変更は認めないものとする。
- エ 提出された書類は返却しないものとする。

10 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書

企画提案書には次の項目を盛り込み、項目ごとに具体的な提案を行うこと。
なお、仕様書や次に示していないアピールポイントなどがあれば項目を追加して提示すること。

ア 制作するミューラルアート等に関する提案

制作範囲に関する事項として、対象壁面の活用の仕方（制作範囲面積）、制作技法を記載すること。また、制作内容に関する事項として、制作するミューラルアートの概要、コンセプト、制作テーマ及びテーマに対する考え方、地域活性化に資する取組等について提案し、併せてビジュアル等が確認できるミュ

ーラルアート完成イメージ図を添付すること。ただし、実際に制作するミューラルアートは市と協議の上決定するものであることから、詳細なデザインは求めない。なお、ミューラルアート完成イメージ図は、必要に応じて複数提出することができる。

※「10-(2)②」示す追加提案に相当する部分には「追加提案」と記載すること。

イ 業務実績及び実施体制等

次の内容を記載すること。

① 事業者及び候補となるアーティストの実績

※事業者については「事業実績調書（様式第5号）」の一部または全部をビジュアルを含めて掲載すること。

※候補となるアーティストについては、同種事業の実績が分かるようビジュアルを含めて掲載すること。

② 実施体制

③ 実施工程（スケジュール）

④ 安全性への配慮

※③及び④に関し、対象壁面周辺又はスケートボードエリア全体について、立入禁止等の措置を講ずる場合、その範囲と期間を記載すること。

ウ 留意事項

- ・企画提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。
- ・表紙の表題は「令和8年度 ミューラルアート制作業務に係る企画提案書」とし、提案者の法人名を適切な位置に記載すること。
- ・提案書はA4判、横書き、左綴じ込み、文字サイズ11ポイント以上（図、表、画像を除く）、両面印刷を基本とする。ただし、図表等で必要な場合はA3判を織り込んで作成しても差し支えない。
- ・企画提案書の作成においては、仕様書を熟読の上、なるべく専門用語を避けて分かりやすく平易な表現を用いるとともに、図やイメージなどを用いて作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を加えること。

(2) 見積書

必要となる費用を全て記載すること。なお、見積は次の区分に分けて算出すること。

① 仕様書の最低限（対象壁面の制作範囲等）を満たす規格で業務を実施する場合の費用

② 上記以外の提案部分の費用

※①と②の和は想定事業費内とすること。ただし、②を複数提案する場合、そ

の案一つ一つの費用と①の和が想定事業費内であること。

1.1 審査

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、次の審査を実施する。

(1) 事前審査

参加希望者が4者以上となった場合は、審査員が企画提案書等の提出書類を対象に、(3)評価基準に基づき評価を行い、3者を選考する。事前審査を通過しない者は、プレゼンテーション審査に参加することができない。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書に基づくプレゼンテーションと審査員による質疑応答を実施する。審査員が(3)評価基準に基づき評価を行い、得点が最も高い提案者を契約候補者とする。

(3) 審査基準

評価項目	審査事項
企画提案力（配点割合50％）	
業務内容の理解度	○業務の内容及び制作テーマと整合が図られた提案となっているか。
地域特性の理解度	○設置場所である加須スケートパーク、加須市の地域性や特性を意識した提案となっているか。
地域活性化	○ミューラルアートの制作過程において、スケートパークや地域イメージを向上させる提案となっているか。
独自性等	○創意工夫が感じられる提案となっているか。
業務遂行能力（配点割合40％）	
実績	○事業者について、同種事業の実績を有しているか。 ○候補となるアーティストについて、同種事業の実績を有しているか。
実施体制	○業務を円滑に進められる体制となっているか。 ○独自の強み等があり、これらを発揮できる体制となっているか。
実施工程	○工程がスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。
安全性	○制作時の安全性などが配慮されているか。
経済性（配点割合10％）	
業務内容と見積額	○費用が想定事業費の上限額を超えていないか。

	<p>※超えている場合は失格とする。</p> <p>※評価対象は「10-(2)①」の額とする。</p>
--	---

1.2 事前審査の実施

(1) 実施日

令和8年7月31日（金）まで

(2) 結果通知

令和8年8月3日（月）までに参加者に対し審査結果を電話で通知し、その後書面で通知する。

1.3 プレゼンテーション審査の実施

(1) 実施日

令和8年8月7日（金） ※予定

開始時間は、実施場所等と合わせて令和8年8月3日（金）までに電話及び電子メールで通知する。

(2) 実施方法

参加希望者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は1者につき最大45分とする。

- ・ 事前準備 5分
- ・ 提案説明 20分
- ・ 質疑応答 15分
- ・ 片付け 5分

※提案説明と質疑応答時間の和は35分を超えることはできない。

(3) 結果通知

令和8年8月下旬を目途に、本プロポーザルの参加者全員に電子メール及び書面で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーション審査の順番は、企画提案書等の提出順とする。

イ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めない。

ウ 参加人数は3名以内とする。（オンラインによる参加者がいる場合、これを含む。）

エ パソコンを使用する場合、パソコンは参加者が用意し自ら操作すること。なお、プロジェクター（EPSON製EB-2265U）及びスクリーン（100インチ）は市が用意する。

※プロジェクターとの接続はHDMIとする。両端ともHDMIの端子は市が用意するが、その他の端子は参加者が用意すること。

オ 最高得点の者が複数いる場合は、審査員において協議を行い、契約候補者を選定する。

カ 審査の結果、最高得点の者の総得点が6割に満たない場合は選考対象としない。

キ 欠席をした場合は、受託意思がないものとして審査の対象としない。

14 契約の締結

審査において選定された契約候補者は、市と業務の内容及び契約条件の詳細（追加提案があった場合、その採否を含む）について協議を行う。協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、協議が不成立の場合は、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合、該当参加者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 想定事業費を超える見積額で提案された場合。

16 その他留意事項

- (1) 提案及び審査を受けるために要する費用は、全て参加者が負担する。
- (2) 審査等に対して、異議申立てはできないこととし、審査方法、審査内容についての問い合わせにも応じないこととする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先交渉事業者が作成した企画提案書等については、市が必要な範囲でその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。なお、情報公開請求があった場合は、加須市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の契約候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。